

函 福 湯

令和 8 年(2026 年) 8 月 1 0 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

○介護保険負担限度額認定申請書等の所在不明について

(保健福祉部湯川福祉課)

介護保険負担限度額認定申請書等の所在不明について

1 概要

令和8年6月17日（水）に市民から，湯川福祉課で手続きした介護保険負担限度額認定申請の認定証および社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請の確認証が送られてこないとの連絡があった。

介護保険に関する申請書類については，各支所で手続きが行われた場合，事務処理を行う本庁舎の介護保険課へ送達することとなっているが，湯川福祉課では当該申請書類を送達した記録がなく，執務室内を搜索したが，その所在が不明となっていることが判明した。

なお，当該申請書類の所在不明による被害および第三者からの通報は確認されていない。

2 所在不明となった書類および内容等

(1) 介護保険負担限度額認定申請書（1名分）

※申請書に記載の個人情報

氏名，介護保険被保険者番号，個人番号，生年月日，住所，電話番号，入所予定の介護保険施設情報，収入等に関する状況，預貯金額情報（通帳の写し）など

(2) 社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書（1名分）

※申請書に記載の個人情報

氏名，介護保険被保険者番号，生年月日，住所，電話番号，収入等に関する状況，預貯金額情報（通帳の写し）など

3 原因

申請書類を窓口で受領した場合には，手続き終了後に受付印を押したうえで，レターケースに保管し，介護保険課へ申請書類を引き継ぐための送達簿に氏名や申請内容を記入し，送達している。

湯川福祉課では介護保険課に当該申請書類を送達した記録がなく，執務室内を搜索したが所在不明となっており，原因の特定には至っていない。

4 市の対応等

当該申請者に対しては，状況の詳細を直接説明したうえで，あらためて申請手続きを行い，その手続きは既に完了している。

受領後の申請書類の取扱いに関しては，送達までの一連の手順について，引き続き，より一層の適切な管理や取扱いを徹底していく。